京城新聞

假名手本忠臣藏 寄書

再び之助(大助)三次れ君に答ふ

牛崎彌六 不言生

郭然君足下、足下好んで奇辨を弄するものなるか、堅白同異的の説をなすものなるか、余が日本天皇陛下に姓氏なし姓氏は符號なり、凡て符號なるものは相對に必要にして絶對には必要なしとの全文意は恐れ多くも日本天皇陛下は絶對至嚴なること云易き實例に依りて示せるまでにして此姓氏を有したまはざるが故に絶對至尊なるも若し萬一にも此姓氏を有し給ふことあればあらざるなり本來至尊絶對なる君主に在ずして絶對至尊にましまし給はざるとの意にしませば之を隨つて世界各國の君主に絶へて姓氏を有せざるものなきに我皇上陛下のみ姓氏を有し玉はざるなれとの意なり余は察す足下は已に業に此意を諒せらるゝものならん然れども余が言文に拙なる處あるより世人の或ひは惑を生ぜんことを憂ひて之れが説明に説明を重ねしめんとの意に外ならざる可し果して然らば余や足下の厚意を深謝せずんばあらざるなり若し又萬一にも足下の意志玆に出でずして足下既に余が文意の存する處を知るも唯だ其文句に拘泥して論爭するものならんには足下は好んで奇辨を弄し堅白同異的の説をなすものなり足下の意既に之れを了解するも尚ほ一旦論爭を始めし上は文句にまで拘泥して爭はんとするものなるか是れ足下は其非を知つて非を遂ぐるものなり昔、王安石過つて餌を呑む中途之れを知るも吐かずして嚥下す時人安石を目して非を遂ぐるものとなす足下安石に倣ふ勿れ足下思へ我日本 皇上と歴代 皇上歴代の皇御名を有し玉ふは歴代の 皇上と別を立てんが爲めなり即ち絶對至尊なる 陛下を絶對至尊なる 陛下との區別に外ならざるなり世界各國の君主に姓氏を有するものは其國の國民と其國の君主との區別を立つる爲めの符號なり今日現存する世界各國は革命國なるが故へに君主と雖とも姓氏なければ何姓氏の人、君主なりや判然せざるが故へに本來有する姓氏を其儘存するなり我 皇國や革命國ならず皇統連綿たるが故に本來姓氏を有せざるなり絶對に在しますなり足下誠に此理に達せざれば上智か下愚か此二者に屬するものなり孔子曰上智と下愚とは移すべからずと今や文筆に拙なり何ぞ足下が鳩の心を繋するを得んや次ぎに足下が社會主義と無政府主義も又宗教と云ふを得べきか、無政府主義も宗教と名つく可きかの問ひは余の敢て答ふるの限りにあらざるなり然れども余が神道を以て宗教なりと廣き意義に於て名つけ得らるゝ所以を簡單に説明せん足下彼の水を知れりや、請ふ水を以て譬へん水や、流動の性と濕潤の性との二を有す此二性を有する水に淡水と鹹水との二つあり鹹水、淡水二者孰れも流動と濕潤の二性を有する上に於て異なることなけれども鹹水は此上に鹹味を加ふるが如く宗教は人心を温和し兼ねて又活潑にするものなり此温和と活潑とを有する宗教中にも佛耶二教の如く全然宗教なるものあり神道の如く宗教的方面と國家倫理的方面の二者を有するものあり是れ鹹淡二水異なる處あるも水たるを失はざるが如く佛耶二教等と神道と異なる處ありとも神道を或る廣き意義に於て宗教と名づけ得らるゝ所以なり足下よ余は業務多忙なるが故に之れにて擱筆せん若し不滿の事あらば一夕の清談所見を交換せんのみ郭然君足下幸ひに自愛加餐せよ

●温井院の状況

温井院は黄海道平山郡に屬し戸數八十一戸人口三百五十一人なる一小部落にして官衙としては憲兵分遣所あるのみなれども温泉地塲として韓人の浴客日に百名以上に及び頗る繁盛なる土地なりとす而して京城方面より至るは平山及金川の二線路ありて何れも約六里あるも旅客は概ね金川を經由す之金川は岑城停車塲ありて諸般の便利あるのみならず道路も平山線に比すれば平坦なるを以てなり金川温井院間は憲兵常に交通し居る爲め賊徒の出沒なく目下頗る安全なりと云ふ而して村落は東西北の三面は孤地山と稱する小山を負ひ南方は約一里の開濶地(水田畑)にして遠く黄海山を望み其景色實に絶佳なり黄海山は韓人の黄衣山と稱するものは山上樹木としては更になく黄色の衣服を着したる如くなるを以てなりと且つ村落は此山麓にあるを以て土地高燥自然風色眺に適せり温泉は石材を以て造り四方を開堀し滯ごなし之に浴し其噴泉多量なるを以て湯は常に清冽を極む家屋は大半宿屋にして概して清潔なり之れ常に開城方面の浴客多きを以て自然都會の風に染みたるならん物資としては精米薪炭以外の日用品は凡て金川平山等より供給を受けざるを得ず然れども米穀は頗る多量に産し日々金川方面に移出して尚余りあり從て安價なり韓人宿屋は一日三十錢を投ずれば特別優待す其料理も地方に比すれば概して高價にして邦人の食に供するも敢て差支なしと云ふ効能は皮膚病胃病等皮膚病は二週間にて全治し顯著なる驚くのみと温泉は鑛を含有す

讀者文壇

追懐

黒川生

凩すさむ夕べにも、寛氷れる朝たにも、忘るゝひまはなきぞかし、過ぎし門出の前の夜の、寢物語りに我夫は、我國民のつとめなる、軍の人にいさぎよく、明日は出でなん身の器れ、あさに殘りし汝が身は、一人まします母上に、我れにかわり盡くせかし、三年と云へば長けれど、月日の駒にせきもりの、あらぬあひだは倶どもに、無事の消息たのしまん、やがて三とせの其後に、歸りこん日はすこやかに、笑みて吾身を迎へよと、云はれし言は今もなほ、耳のほとりに響けども、今は涙の種ぞかし、思ふもつらし茂田木野の、雪の中に我夫は、冰の上に起きふして、悲し水となりし身は、山には春風吹けばとて、庭面の櫻咲けばとて、いかで還らん我夫は、老て頼るなき母上も、一人はかなき吾身をも、何とせん、國の爲めぞと世の人に、慰らるゝも憾なり。



(四十)

河合柳葉

爲雅は少しく極照しげに、

「どうも面目ない事を言出して、さぞ迷惑であらうが、しかし早速承知して下れて忝い、委細は大山に申付けてあるが、君の一身に就ては失敬ながら充分の手當をして屋敷へ同件するから、安心爲て貰ひたい。」

「我任意なことをれ願ひ申しまして誠に恐縮致します、實は先年以來東京に歸りたい心は矢竹に逸つて居りましたが、どうも能い機會がございませんので、今日までも遲々致し居りましてございます、定めて御厄介で被在れませうけれど、何分にも宜しくれ願ひ申上げます。」

「予も俳句は下手ながらも好きであるから、相當な宗匠があつたら研究爲たいと思ふて居つた所であるから、旁々都合を得たといふものだ。予も此度は少々不快なために保養を兼ねて參つたのであるから、此の酷暑一二ヶ月を京都で遊んで、九月の末つ方歸る積りで居るゆゑ、其節同道するとも或は後から參るとも、其處は君の隨意に爲るが宜いが、ろの頃までに準備は爲て置くが宜い。」



「委細畏りましてございます、未だ間も御座いますこと故、其節までに準備を爲て置きまして、れ供を致すやうな事にれ願ひ申上げます。」

と恭しく一禮すれば、爲雅は豫て用意爲たものと見ゑ卓上に乘せてあつた二つの封を取出して、

「これは少だが、祝儀の驗だ。」

山川に與へた、山川は有難く押戴いて一見するに、一封は君の支度料らしく、一封は自分への手當と見たれば、

「これは又數々の引出物を賜りまして、有難く拜領致しまする。」

「しからば、委細の事は大山と相談して宜きやうに計らふて下れ。」

「畏りましてございます、しからばこれにて御免を蒙りまして、委細は大山君と御相談申しまするでございます。」

「どうも遠方御苦勞おやつたね、君子にも宜しく傳へて下れ。」

「有難う存じまする。」

三拜して御前を退いた、そして大山の室へ往つて委細の打合せをするのであつた、これと同時に雅敬は爲雅の室へ行つた、山川は先づ大山に向つて、

「大山樣、色々御心配を供けましたが、愈々妹を差上げる事に致しましたから、何分にも宜しくれ願ひ申します、シテ委細の事は貴方と相談するやうにと云ふれ話でありましたが、何時かられ側へ差上げたら宜しいでございませう。」

大山は些と首を捻つて、

「左樣、御前の方では一日も早いのをれ喜びだけれど、君の方でも色々準備もあるであらうから、今日から五日目と決定して置いては奈何でせう。」

「準備と云つた處がれ嫁入と云ふではなし大した準備もありませんが、それでは猶且今日から五日目と極めて頂きませう、どうぞ御前へは貴方から宜しくれ傳へを願ひます、左樣なれば今日はこれにて失禮致します、何分にも萬事宜しくれ願ひ申します。」

山川は厚く禮を述べて我家に歸つた。

合併論

京城新聞

東歐の風雲は益々暗憺たり、巴爾幹半島は由來復雜なる關係ありて數十年來常に紛擾絶へず、動もすれば歐州列國の平和を攪亂するに至る、歐州戰雲の禍機は全く玆に包藏せらるゝの觀あり、今回の動亂はブルガリヤの獨立宣言に端を發したりと雖も、唯之れ一の導火線のみ、ブルガリヤ王フエルヂナンドが某一二強國の利用的聲援の下に夙昔の志望を達せんとしたる結果、禍機は勃然として玆に現はれ來れるなり、機會は來れり墺國皇帝は、詔勅を發してボスニア及びヘルツエゴヴヰナに墺國憲法を實施することを宣言し、以て二小國を公然自國の領土に合併するに至れり、續てアルバニアの獨立宣言となり、クリート島の希臘合併となり、セルヴイヤは墺國に反抗せんとし此紛亂中に包まれたる全土耳古帝國は將さに崩壞せざるやの危機に迫れり、而して之に對する歐州列國の動靜を見るに英露兩國は無論墺國の政策に反對する意嚮を示し、既に兩國の艦隊は活動を始めたりと報ぜらる、獨逸は虎視眈々墺國に聲援しつゝ何物をか覗ふが如き觀あり、佛國は未だ明なる態度を示さゞるも英露と同一に獨墺の政策に嫌焉たらざるは無論なり、然るに最も奇異なる現象を呈し來る、最も獨墺の政策に反對すべき英國の態度一變せりとの來電あり、英國は平和解決の希望を拋棄し此權力關係を破るは埃及合併の機會を與るものなりと、而して露國は此機會を利用してダーダネルス海峽通過の權を回復するの希望ありと、余輩は巴爾幹半島の紛亂に就て列國の行動を觀察して一の教訓を得たるの感あり、そは合併の機運なり、保護國とか付庸國とか外藩とか謂ふ所の面倒なる國際關係の範圍を脱せざる準領土とも云ふべきものを更に鮮明に解決して其煩を脱するの氣運是なり、領地の如くして領土ならず、較もすれば列國の國際關係を惹起するが如き煩雜なる支配權は到底長く堪ゆるものに非ず之を合併して其權利を確定することは世界の平和を保つ上に於ても必要なり、之が確定せざる爲に列國間の問題を惹起するなり權ふに此支配權確定問題は早晩起るべき必然の問題也偶々東歐の紛亂に乘じて其一端を發したるのみ、墺國のボスニア、ヘレツエゴヴヰナに於ける夙に其領土たるべかりしも列國間の關係面倒なる爲に宣言せざりしなり、玆に獨逸の後援を得て始て之を實行するに至れり、クリート島の如きは民族宗教の關係上當然希臘と合併すべきものなれども列國の外交關係の爲に遂行せられざりし也、今や紛亂に乘じて之を實行せるのみ、英國が巴爾幹問題を棄てゝも埃及の合併を望むが如き、何れも鮮明なる領土の色彩を畫せんが爲なり、國際關係の頻繁を加るに從て保護國或は外藩と云ふが如き不鮮明なる統治權は實際に於て煩に堪へざるなり、列國の氣運が頻に之が解決に向へるは異に當然の事なりとす、今日の合併は昔日の侵略とは趣を異にし、決して人道に於ても之を非議すべきものにあらず貧弱獨立に甘んぜざる邦國が富强國に屬すれば其國民も自ら富强國の民となりて幸福を得るに至るなり、此點よりしても曖昧なる獨立をなし他國の支配權下に屈從するに幾倍優るやも知る可らず、余輩は東歐の紛亂に依て得たる教訓により極東の形勢を顧れば同一の觀念を禁ずる能はず、鮮明なる解決の機は將さに迫りつゝあるを覺ゆ、東歐の紛亂は極東に對して無意味のものならんや、

東京電報

▲米國實業家一行着

米國實業家の一行は今朝横濱に着し五大商業會議所會頭及び京濱實業家の出迎數千名あり中野武營氏歡迎の辭を述べ米國側總代の答辭ありて旅館に入れり

▲韓太子の誕辰

二十日は韓國皇太子の御誕辰に付文武官は御用邸に參向して祝賀を言上し伊藤統監以下に酒饌を賜はる筈

▲統監排斥運動

山縣公を中心とせる現内閣は伊藤統監を排斥して寺内陸相を後任とすべく奔走しつゝあり

▲進歩黨と民長問題

進歩黨政務調査委員會は韓國居留民團長官撰問題に付き伊藤統監の意見を聞くため木下謙次郎大津淳一郎櫻井軍之丞の三氏を委員として訪問する事となれり（以上十二日發）

雜報

●御歌の御下賜

先般我皇后陛下は日本赤十字社長松方侯爵を御前に召され御親筆にかゝる左の御歌を下し賜りたるが今回松方社長は陛下の御主旨を體し御歌所長高崎正風男寫し奉りたる御歌に左の諭旨を添へて益々社業の發展に努められ度旨各支部長及委員總長へ通牒したる由尚右御歌は佩有功章者へも調製次第贈與せらるゝ筈なりと

日のもとのうちにあまりていつくしみ
とつくにまでもれよふみよかな

●坂谷男歡迎會

今回歐米巡遊の歸途當地へ立寄らるゝ前藏相阪谷男爵の爲當地經濟協會に於ては來る十七日正午十二時より日本人倶樂部に於て歡迎會を開催すべし當日は官民會員は勿論會員外の出席も多かるべきを以て必ずや盛會なることならん因に男爵には協會員の爲めに一場の談話を試みらるゝ筈なり

●度支部官吏の阪谷男招宴

度支部に在勤せる官吏は本月十六日午後四時より阪谷男爵を同部次官々邸に招ぎ宴遊會を開催す

●度支部の阪谷男接待

前大藏大臣阪谷芳郎男は本十四日午後十時廿分開城を經て南大門に到着し十八日迄滯在の豫定に付度支部大臣は該一行滯京視察の間鈴木局長藤原書記官不破事務官朴秘書官の四名を接待委員として視察の便宜を供する事とせりと云ふ

●參與官會議

十三日午前十時より統監府に參與官參集例會を開き午後一時より統監官邸に各大臣參集大臣會議を開き午後四時散會せり

●日本側の副總裁

拓殖會社の日本側副總裁は愈よ松崎藏之助氏に決定せりと聞く、但し本人には未だ何とも話がありませんと言ひ居れり

●大韓醫院開院式

東大門内馬頭山に建築されたる大韓醫院は愈よ來る二十四日内外文武官及び紳士等數百名を招待し盛大なる開院式を舉行するに決したり尚ほ當日は韓皇帝にも臨御あるべく奏請中なりと

●拓殖會社定款（續）

第六十二條　本會社にて移住規則及其他規定を定むる時は日韓兩國政府の認可を受くべし

第六十三條　營業上の剩餘金は一時國債證劵を買入るか又は日韓兩國政府が指定したる銀行に預入る外は此を使用することを得ず

第六十四條　本會社は營業上必要なる時は日韓兩國政府の認可を受け金圓を借入ることを得

第六章　東洋拓殖債劵

第六十五條　本會社は拂納資本額の十倍を限り東洋拓殖債劵を發行することを得東洋拓殖債劵を發行する場合は株主總會の議決を要せず

第六十六條　東洋拓殖債劵を發行する場合は毎回其金額と條件並發行及償還の方法を定め日韓兩國政府の認可を受くべし

第六十七條　東洋拓殖債劵を發行する場合は毎回に分ち拂納することを得

第六十八條　東洋拓殖債劵は全額拂納したる後は無記名利札附とす但應募者又は所有者の請求に因り記名式とすることあるべし

第六十九條　東洋拓殖債劵所有者は本會社財産に關し他債權者より自己債權の辨償を受くる權利を有す

第七十條　本會社は社債の借換をなす爲め一時第六十五條の制限に依らずして東洋拓殖債劵を發行することを得此の如き場合に當りては發行後一ヶ月以内に其社債總額に相當する舊東洋拓殖債劵を償還する者とす

第七十一條　東洋拓殖債劵の据置年限は五年以内とす其償還期限は三十年以内とす

第七十二條　本會社は日韓兩國政府の認可を受て東洋拓殖債劵の買入消却を行ふことあり

第七十三條　東洋拓殖債劵所有者が債劵又は利札を毀損し又は紛失したる時は新債劵及新利札の交付を請求することを得但本會社は債劵所有者の負擔を以て公示社告の節次を行ひ無効の宣告ありたる後に非らざれは此を交付せず尚且記名債劵に關しては第二十三條の規定を準用す

第七十四條　債劵の名義を書換又は新債劵或は新利札の交付及債劵種類の變更に關しては本會社の定むる手數料を徵收す

第七章　監理官

第七十五條　東洋拓殖株式會社監理官は會社の業務を監視し何時と雖も金庫と帳簿及諸文書物件を檢査することを得

東洋拓殖株式會社監理官か必要と認る時は何時と雖も會社に命令して營業上諸般の計算及狀況等を報告せしむることを得

東洋拓殖株式會社監理官は株主總會及其他諸般會議に當席して意見を陳述することを得（未完）

●許爲の上告棄却

京城控訴院にて絞刑の宣告を受けたるを不服として大審院に上告したる賊魁許爲は同院に於て上告棄却の判決を受けたり其の判決全文は左の如し

判決書

慶尚北道善山郡西面斗大里
被告人　許爲　五十四年

右に對する内亂被告事件に付隆熙二年九月十八日京城控訴院に於て宣告したる判決を不當とし隆熙二年九月二十二日被告より上告を申提したるに依り本院は檢事鄭鉉次郎の意見を聽き判決すること左の如し

主文

本件上告は之を棄却す

理由

上告論旨は二點にして第一點の要領は此國家投蕩の日に當り義を擧げて功なかりしか故一死固より甘心する處なれども原判決は被告が曾て犯したることなき金穀掠奪と人命殺害の所爲ありとし其の罪名の下に死刑の宣告を爲し以て被告を辱しめたるものなれば是れ即ち事實を不當に認定したる違法なるものなりと云ふに在り依て原判決書を査閲するに原判文中には一も被告が論難する如き金穀掠奪人命殺害の事實を認めたることなく隨て之に基き被告を處刑せしことあらざるものなれば本上告點は全く被告の誤解に出づるか將た又架空の論旨を搆へ故らに原判決を批難するか二者其の一に過ぎずと認むるの外なければ結局本上告論旨は孰れよりするも適法の理由あらざるものとす上告論旨第二點の要領は原審に於て被告を審判したるは本國法家にあらずして言語不通聽求整の日本人たりしなれば完全に裁判所の構成を爲さずして審判したる違法の點ありと云ふに在れども原判決書及び審問調書を査閲するに原審に於て被告を審判したる判事中には現に本國人たる判事李冕宇の列席したること明確なれば當に本國人たる法官の干與あらざりしものと云ふを得ざるのみならず假令日本人たる判事のみを以てするも均しく法令に據て韓國判事たる官職を有する者なれば當然被告を審判するに妨げあらざりしものとす然り而して原審は隆熙元年十二月廿七日發布に係る法律第八號裁判所構成法第二條第三條第十七條及第二十六條に依り定數たる三人の判事を以て刑事部を組織し加ふるに隆熙元年勅令第七十二號に據り設置したる裁判所繙譯官の通譯を經て審問したる後會議判決したること是れ亦記錄に徵し一見瞭然たれば裁判所の構成又は審理手續に違背したる點あることなし依て本上告論旨も亦適法の理由ありと認むるに由なきものとす

如述の理由なるを以て本院は民刑訴訟規則第四十二條第三十三條前段に則り主文の如く判決するを相當なりと判決す

隆熙二年十月　日

大審院刑事部
裁判長　判事　渡邊暢
判事　鄭[illegible]與
同　洪[illegible]哲
同　牧山榮樹
同　石川正

右の如く上告は棄却せられたるを以て李康年と同じく京城監獄署に於て近日刑を執行する筈なりと

●李康年の死刑執行

京城控訴院にて内亂罪に問はれ絞刑に處する旨判決せられたる賊魁李康年は昨日午前十時鐘路なる京城監獄内に於て刑を執行せられたるが十四分間にて絶息せりと

●討伐彙報

慶尚南道河東守備隊中尉以下六名は十月五日同地東北約四里の安養にて十二名の賊酒幕に在るを包圍し其六を殪し三を生擒し刀一火繩銃七及雜品若干を鹵獲す△慶尚南道求禮守備隊曹長以下十四名の討伐隊は十月七日中山附近にて安心の率ゆる約四十の賊を攻擊し突擊の後其廿二を殪し三十年式歩兵銃一火繩銃十五を鹵獲す我損害韓人通譯一戰死兵卒三△忠清南道林川憲兵分遣所の上等兵一補助員三は十月三日黄谷洞附近にて李泰銘の率ゆる賊約四十七を擊退し李巳下六を殪し三十二年式騎兵銃一其他銃器九刀二彈藥被服若干を鹵獲す△平安南道三登巡査駐在所の巡査三は同地守備隊の卒四名は憲兵五名と共に十月四日同郡内にて三十五名の賊と出會し七を殪し三十年式銃一其他銃器十三及雜品若干を鹵獲す

●清津の邦人

咸鏡北道清津港は未だ開港場の發表なかりし以前より北韓樞要の地として本邦人の矚目し日露戰爭以來既に多數の在留者ありしが開港發表後は尚一層同地に渡航するもの増加せしか今九月末の調査の本邦人の數を見るに總計千百九名内男六百八十三名女四百二十六名の多きに達し今後尚増加の傾向なりと

●仁川撰擧の光景

數日來混亂に混亂を極めし仁川居留民會議員撰擧は豫定の如く昨日午前八時より富田民長横山助役の主催の下に渡邊理事廳屬監督官として列席し堀力太郎、高田常三郎、河野竹之助、倉重悦輔の四氏立會執行され同午後二時投票を締切り直ちに開票に着手したり今其光景を記さんに民團役所前通りには有志圖、親交會、地主派、公民會、水産組合、穀物組合等の事務所殆んど十餘に及び個人遊擊隊の事務所は仲町通りに設置し各其勢威を張り有權者は此に待受け一々運擧場に送り込みたれは其雜沓は一方ならず又た或る夫人の如きは其夫の爲め十一時頃より車を驅りて棄權すべき恐れある有權者間を驅け廻り大に之を警戒し居れるなど仁川開港以來未曾有の光景なり午後一時頃より投票數は六百五十票の見込みにて締切迄には約八百票の見込みにて其結果の明かとなるは午後八時過なるべしとの豫想にて何れの團体が勝利を得るやは此稿を草するまでは明かならざりし

●霧笛の吹鳴停止

仁川東岸水源端燈臺の霧笛破損せしにより之れが修繕中其吹鳴を停止されたり

●第一銀行劵發行高（自十月四日至同月十日）

第一銀行劵總發行平均高	九、〇八九、三〇〇圓
內　正貨準備發行額	三、一六六、六〇〇圓
保證準備發行額	五、九二〇、七〇〇圓
銀行劵平均手許有高	九六八、三三六圓
銀行劵市場平均流通高	八、一二一、〇〇四圓
硬貨發行額（十日現在）	三、九四二、五五〇圓

●上旬の仁川貿易額

本月上旬に於ける仁川外國貿易額は輸出四万二千六百三十五圓、輸入四十四萬五千六十五圓にして四十萬二千四百三十圓の輸入超過を示せり尚は輸出品の重なるものは米五千八百九十三圓、大豆及小豆二万二千五百二十九圓、牛皮五千三百一圓輸出入品の重なるものは食鹽千八百六十六圓、清酒六千三百十八圓、砂糖及精糖九千九百七十三圓、綿織糸八千九百一圓、生金巾及シーチング五萬七千九百八十一圓、晒金巾三萬千二百六十四圓、日本木綿七千百六十六圓、麻布百六十圓、絹布四萬千七十二圓、紙千八百二十五圓、石炭六千二百六十八圓、熟鐵五千五百十六圓、煙草二萬八千二百九十七圓、木材及板六千四百七十圓、セメント及石炭五千三百九十八圓、マッチ千八十六圓等にして輸入金銀貨及地金は二万四千二百十圓なりし

●淨土宗開教使の獻品

一昨十二日淨土宗開教使長井上玄眞氏は左記の物品を韓皇室に獻上せり

藥果	一器	中桂	一器
藥食	一器	江丁	同
紅散子	同	白散子	同
生梨	同	紅柿	同
大棗	同	以上	

●慈惠婦人會開會

去十一日午後二時より慶熙宮内に於て京城孤兒院資金募集の目的を以て慈惠婦人會を開會したるが會衆男女約四百名にして同會副總裁たる李總理大臣夫人開會の趣旨を朗讀し次に孤兒院總裁金台植一進會副會長洪肯燮、韓相龍、河相驥夫人、俞吉濬の諸氏の演說ありて義捐金を募りたるに約三百圓の寄附あり列席せし鍋島侯爵夫人も金二十圓を義捐せり演說後ビール菓子等の簡單なる饗應ありて午後六時閉會せり

●木杯下附

長崎縣平民柴田虎太郎氏は本年九月群山小學校備品生理解剖圖解を寄附したるを以て木杯一個又佐賀縣平民外尾今朝三氏は同校備品購入費に金五圓を寄附したるを以て賞狀を授けられたり

●荒井次官の歸任

上京中なりし荒井度支部次官は十一日夜歸任せり

●山根代議士

馬劵禁止のことに關し曾禰副統監に打合せの爲め來京したりとの說ありし山口縣撰衆議院議員山根正次氏は昨日午前八時三十分南大門發急行列車にて大邱に赴きたり

●財源調査局技師の新任

臨時財源調査局技師に新任さるべき專賣局技師兼主事荒井賢次氏は十一日來着せしが近日任命せらるゝ筈なり

公人私人

▲生田目新（四十七聯隊長步兵大佐）入京中の所十二日太田へ出發

▲黒阪靜一（二十三聯隊中隊長步兵大尉）同日下仁

▲近藤信聰（同聯隊中尉）同上

▲柚田睦吉（同上）同上

▲勅使河原種司（同大尉）同上

▲古川浩繼（會計檢査院檢査官）十二日會計檢査の爲め平壤地方へ出發

▲小菅如淵（同檢査官補）同上

▲綾部淳（十三聯隊步兵中尉）十二日下龍

▲小島好問（統監府木材廠長）十二日來京清尾旅館

▲渡邊龍吉（二十三聯隊附少尉）同上

▲上田榮次郎（農商務省農事試驗場技師）十二日來京巴城館

近事片々

▲萬朝　報じて曰く桂内閣は如何に伊藤公を統監の地位より葬り去らんと焦慮せりと

▲伊公　の功名心と山縣派に對する惡感とは却て其慾を揺きて容易に動く模樣もなし

▲桂内　閣も公を滿足せしむる適當なる榮譽地位なき爲に其儘に爲し居るの姿なりと

▲本來　曾禰子を副統監たらしめたるは伊公を退隱せしむるの魂膽に出でたる者なり

▲然る　に今は却て曾禰子に對する不信の念を生じ子には文武統一困難也との說起る

▲寧ろ　寺内陸相を以て之に代らしむべしとの說日韓兩國有力閥に勢力を得つゝ有り

▲斯る　說の起りたる伊公歸東當時なりし今尚は斯る說は行はれ居るもの見ゆる也

▲伊公　も斯迄に扱はれて何も統監職を固執するにも當るまじ思ひ切て若手に任せる

▲乃公　を何時迄振廻はしても同じ事也乃公の手並は最早大抵試驗せられた事に非や

▲伊公　の如きは屢々云ふやうだが最早表面に立つに及ばず退隱するのが却て利口也

▲曾禰　副統監去る十日左の意味の通牒を園田實德に送りたりと大阪朝日報ず異實乎

▲競馬　會社の善後策に盡力すべき事政府に對し損害賠償の要請を爲すべき事更に不

▲京城　に競馬場を設置すると之が果して事實ならば曾禰子もなかく拔らぬ男也

▲要す　るに曾禰子が馬劵禁止問題に關しては衷心甚だ面白からざるは事實なるべし

▲在韓　邦人も祖國民も非常に望を屬せし曾禰副統監も近時何となく意氣揚らざる也

▲玆一　番大に發奮して衆人の期待に背かざるの手腕を揮はれたし切に奮勵を望む也

▲人間　妙訣有無言と計り濟まし込むも時と場合にあり何とか新局面の發展はなき乎

▲井上　侯快復伊公と膝を接して帝國の財政に就て大に論ずる所ありしとは實ならん

▲近日　歸京して亦々財政に就て大に世話を燒くとの事實に難有迷惑の話なりと云ふ

▲米國　大統領ローズベルト巴爾幹の風雲を觀望して仲裁役に打て出でんと身構へる

▲獨逸　皇帝とローズベルト何處迄も外交界の花形役者乎ロ氏は飽迄俠客の勇肌あり

▲後藤　遞相某醫學博士に某華族の令孃也て千美人を紹介博士愼重に優遇諒察すと

▲然る　に此美人は新橋の藝妓なりしと博士之を聞き一杯喰はされしを深く恥ぢると

京城居留民團公文

京城居留民團告示第三十二號
明治四十一年十月八日京城居留民會議員選擧ノ結果左ノ通當選確定セリ
明治四十一年十月十四日
京城居留民團民長 熊谷頼太郎

秋吉富太郎 中村再造 山口太兵衛 林田金次郎 菊池謙讓 和田常市 古城菅堂 前田能市 梶原末次郎 城六太 釘本藤次郎 淵繁太郎 大村保太 石井新 森勝次 中島司馬之助 曾川厳濟 曾我勉 松永達二郎 田中始一郎

京城居留民團告示第三十三號
明治四十一年十月二十一日午後五時京城居留民團役所ニ於テ京城居留民會ヲ招集ス
明治四十一年十月十四日
京城居留民團民長 熊谷頼太郎

特別廣告

長らくお待たせしました。此十七日から病院を開きます。廣くコンモリと茂つた森が、南大門通の直ぐ北に高く聳へて見るのが夫れです。名の通り婦人の病氣はか診ませぬ。成可く午前にお出下さい。御事情では施療も致します。日曜は研究の日ですから御許を願ひたい。

京城北米倉町(元英人ホッジー氏邸)
京城婦人病院
ドクトル メヂチーネ 工藤武城



●大韓日報改刊二週年祝

大韓日報改刊二週年祝ひ二日目(十七日)の番組及ぶ役割は左の如し

初幕(清華亭藝妓連中)
新版歌祭文野崎村の場
お染(勝丸)久松(玉助)久作(三次)おみつ(お玉)お染母(若米)下女(大助)

二幕目(井門藝妓連中)
中將姫雪責の場
中將姫(雛子)父豐成(政子)繼母岩根(こんぼ)侍女桐の谷(桐太郎)侍女浮舟(蝶々)大貳廣嗣(權助)下郎(奴)下郎(小蝶)淨瑠璃出語り(酒井)三味線(勇)

三幕目(清華亭藝妓連中)
妹脊山女庭訓竹に雀の場
お三輪(若龍)鱶七(鳴吉)豆腐買下婢(勝丸)官女(筆子)同(玉吉)同(玉子)同(丸子)取卷武士(大せい)

四幕目(井門藝妓連中)
史劇幸堂得知翁原作
(鴻門の に擬して)曾稽會我
工藤祐經(とんぼ)曾我十郎祐成(蝶々)曾我五郎時宗(雛子)畠山重忠(政子)近江小藤太(權助)八幡三郎(小蝶)新田四郎忠常(奴)遊君虎御前(千太郎)同少將(小糸)取卷武士(やま、よこ)

五幕目(清華亭藝妓連中)
假名手本忠臣藏七ツ目
大臺の錆刀の場
大星由良之助(大助)大星力彌(筆子)寺岡平右衛門(三次)お輕(久之助)矢間重太郎(小三)千崎彌五郎(若米)竹森喜三郎(若龍)斧九太夫(鳴吉)鷺坂伴内(玉助)仲居(お玉)同(玉吉)同(玉子)同(丸子)幇間(よこ、まつ)

六幕目(井門藝妓連中)
近江源氏盛綱先陣館
盛綱(とんぼ)かゞり火(奴)早瀬(千太郎)北條時政(雛子)母美妙(權助)和田兵衛秀盛(政子)注進(蝶々)同(小蝶)

七幕目(清華亭藝妓連中)
加賀見山宮場
尾上(お玉)岩藤(三次)姫君(玉子)注進(大助)奴(勝丸)五月(玉吉)たやま(筆子)ひらさき(〇子)主膳(若米)主税(玉助)お初(若龍)求(久之助)

●商人共の嘆聲

警視廳にては如何なる都合にや一般商人への支拂期日いつもく非常に遅引し普通品物を納めてより二三ヶ月はおろか甚だしきは四五ヶ月も延引すとの事特に氣の毒なのは巡査の出張旅費等は容易に下げ渡し呉れず之れも早きは二三ヶ月遅きは五六ヶ月を要するものから薄給にして家族どもの多き巡査などは大にこぼし居るとかの噂あり之れ固より風説に過ぎざれども若果して事實然りとすれば之が局に當るものは大に此等の弊害を矯むるに意を用ふべきなり

●韓人の自殺未遂

……母に孝養を盡されざる爲め……

西部仁達坊宗橋百一統八戸金善昱方寄留名丁汝は一昨日午後七時頃自宅に於て小刀を以て吾れと吾が咽喉を突き通し長さ一寸深さ氣管に達する程の重傷を負ひ全身鮮血にまみれ四苦八苦の最中家人の認むる所となり直ぐ機應急手當を施し大韓醫院に送りたるが幸ひ生命には別條なかるべしといふ自殺の原因としては未だ本人に聞く能はざるも金善昱の申し立によれば丁は十日許り以前母の姓女と共に仁川より來りしが母は一兩日滯在の上仁川に歸り丁のみ自分方に寄宿して人夫稼ぎを爲し居りしが元來此の丁なるものは性質人並より柔なしく平常より詰らなきことを氣に病む小心者にてソレに就てより一人の母を養ふことが出來ず依つて母は老の身のいたくしくも今日迄八年間も他人の下女奉公をなし居るにも拘はらず今に孝養を盡すことの出來ざるを痛く悄なく思ひ時々家人に向ひ口走りし事もあり此の三四日は毎日仕事にも出でず一室にのみ閉ぢ籠り居りしが終に當日此の始末に及びたるものなりといふ依つて警察にては直ちに檢視を遂げ一方仁川なる母に知らせんとせしも住所不明なるを以て金善昱が一切の世話を爲すこととなりたりといふ

●韓人の行旅病者

忠清道丹陽郡外洞後坪坊朴永緑(十八)は去る七月十五日東京市麻布區役所に於て準行旅病者として入院せしめたるが間もなく全治退院の上東京府より内務省を經て統監府へ通知し嚮て送還した…該行旅病者救護に就ては明治三十三年青木外務大臣の訓令に基き統監府より韓國政府に向つて該入院及送還の費用を請求することゝなり居れるが同人は本年六月學の目的を以て韓國を出發し門司に着せしも一文も所持せざれば被服を賣り拂ひて東京に向ひ豫て知る邊の家を尋ねたりしも居所不明の爲め路頭に迷ひ已むなく麻布區役所の厄介となりたるが結局養育院へ收容されしが當時同人は所持金とては七錢のみにて且つ不幸にも心臟病に罹り居りたりといふ而して同人が韓國へ返りしはツヒ近頃なりとか

●日韓人の摸り合ひ

西署青坡二十統二戸梁榮洙(三十)同所金泰一(二十)同六十統十戸朴文渉(三十)仁川京町二丁目奥田總藏(三十)旭町二丁目四十番戸松次郎(四十)本町裏通一丁目三番戸土井万次郎(五十)旭町一丁目四番戸本室竹五郎(三十)等は何れも青物商にて南大門通りの朝市に露店を開き居るものなるが昨日午前八時奧田總藏が度器を探しなるも見當らざりしかば本室が所持せし物を借り來りて葡萄を度りて客に渡せしに梁榮洙が之を見て自分の品物なりと稱し返さんことを要求せしかばイヤ之れは本室より借りたるものなりと茲に爭論を惹起したれば附近に居たる右の者等も双方に加勢し喧嘩の火の手は益々揚りて終に摸る叩くと云ふ騷ぎに至りたれば兼て人通り多き場所柄とて忽ち人の山を築きたるを巡査が何事ならんと驅付見しに右の次第なれば直ちに右の關係者を南部署に引致し目下取調べ中なりと

●同可娯欄(十四)(本紙登載廣告)

魚友痴史

●都々逸

▲南●門●湯● 永の病氣のなんもんさへも 全癒す効驗の人じん湯

▲浪●花●湯● なにはさて置き朝湯を浴て からだ淨よめて神詣で

▲日●の●出●湯● 水道引用さきがけ着けて 輝く日の出の湯あみ室

●美人の行衛

時は去る日曜日の晝過ぎ一人の令孃らしき美人が本町四丁目より一輛の車に打ち乘り新町遊廓にと入り込みたるがサテ此の品位とても相當に備はり居る姫御前が如何なる事情ありてにや賤の女の集ひ居る遊廓に足を入るゝのかとダンくく樣子を探つて見るとソレも其の筈丁度美人が新町の裏手の小山の傍に棍棒を落すとソコには正服佩劍のキリヽと締つて一人の軍人がさも嬉しさうな顏付でオヽ來たかと許りに手を握り美人も情に堪へぬ素振りなりしが雙て二人は山の後の方にへ姿を隱して了ひしかば其の後の消息は知るに由なきもナンでも此の美人は某辯護士の令孃とかにて今年十八の花の盛りなりとかの至つて詰らなき投書舞ひ込みたり

●鼻下長の落し文

左の落し文は昨日編輯小僧が旭町一丁目を通行の際圖らずも下駄の齒に挿まりたれば拾つたが最後左に御披露申すべし

前略其の許樣は近頃御病氣と承りしがほんの風ぐらいだらうと思ふて見舞にも參りませなんだに大變の御重病とは誠に驚きました嘸何かにつれ御不自由の事ならん御胸中御察しまする私が自由になる身なら御許の近くにありて御介抱申上度きは山々なれど儘ならぬ浮世は致方なくほんにくく月や雲を眺めては世を恨み居ります餘程私しこあなたはなさけない因果でしよう然し乍ら小使錢位は何んとでも苦面して差上ますればそれが爲め私しが首縊りせぬかなどの心配せずにどしくく御申込あるべしまた外に申上度事やら病氣についての注意の事數多山々有之候得共これにて先づ名殘りの筆をれさめ參らせ候あらくかしこ

十一日 本町○○の定より
山遊樓 八十八さんへ參る

京城壽町一丁目
牧野旅館
(長電話二十九番)

●自轉車の持主はなきか 點鐙の自轉車一輛南部警察署に保管し持主を待ち居れるが心當りの者は同署に就て問合すべきものなり

●ボヤ 一昨日午後三時半頃西部仁達坊龍笠洞八十七統巡査金德元方炊事場より出火せしも直ちに消し止む

●腸窒扶斯 鐵道管理局官舍代用舍八號室山口縣平民江村那吉(三二)は腸窒扶斯に罹り一昨日龍山避病院に收容さる

●本町座の替狂言 同座今晩の替狂言は藝妓の操にて重なる役割は左の如し

住職了圓(稻葉)父彌左衛門(石卷)仲居お島(一井)下女お富(堀江)妓夫時藏(常盤)弟子喜三郎(吉井)吉田彌吉(田宮)弟子源次(小泉)大工熊五郎(青山)杢大畫(秋山)女房お德(阪本)藝妓玉菊(酒井)

(平)(民)(文)(庫)

▲二三日前南大門の曲角の處で例の頑高な電車が衝突しやうとする所を巡査が側に見て居りながら救はなかつたには不親切の至りだ(當本店小僧)▲僕なども滿四年間京城に住んで居るが今度の撰擧人名簿に載つて居らぬのは何ういふ都合かしら(水標橋通り住人)▲理事廳前通りの小[illegible]お神さん確乎なさいよ(魚屋)▲大[illegible]破天荒な雜誌を出しては何うか([illegible]生)▲大審院の前へ代書屋を出きますよ(家主)▲又々耳隱しの附[illegible]が流行つて來ました何卒御鎮靜[illegible](當本店總代小僧)▲旭町の立石總吉さ[illegible]姿を隱しました改悛したら本欄へ知らせを願ひます(宗吉)▲何所の役所でも上の方の人は丁寧だが雇とか給仕とかゞ却て威張る(辨當配り)▲遊廓の玉代を直下げしソシテ數でこなしたら必ず繁昌する(お稻荷樣)▲花月の房江が大韓日報の藝妓演藝會で浦里を演るさうだ膽すかな飯をウンと喰つて掛れ(片肌拔)▲酒井の女形は全く上手だアレで南郷が居ることいゝな(女俠客)

●天氣豫報(自十三日午後六時 至十四日午後六時)

北又は東の風晴、後曇

十三日午前六時各地氣象概況 高氣壓は日本海中部にありて北又は東の風吹き一般に晴天なり

落語 一ツ穴（三） 柳屋圓喬口演

権「奈是つてマア考へて見なせゑ、第一過日のホラ御親類に法事があつて饅頭の來た時ノ

妻「アヽ

権「貴女ア半分に割れたのを持て來て權助乃公ア食掛けて見たゞけんど一つぢやア多い旨へ事は無へけれど何不潔く爲たんぢやア無へから汝嫌でも半分喰つて呉れろと呉れさつしやつたゞ乃公ア有難く頂戴爲たが旦那のは同じ呉れても然うぢやア無へだ盡處へ全体の一ッ持つて來て權助……ヘエ……此品ヱ汝に呉れべい汝が國には斯んな旨へ物はあんめへ喰付けねい物を喰て人でも喰付くなど斯う云ふだ豈夫乃公がハア田舍者だつて饅頭喰て人を喰付くやうな然んな事はハア有りやア爲ましねへ、口が憎いねへ

妻「だけれど和郎然んなに云ふけれども中々和郎は田舍の者に似合ない如才ない手器くいへばれべつかだ

権「アレ……だけんど貴女の事は陰でも私褒めてるだよ……

妻「夫れおやア奈是私に隠すんだよ

権「何をサ……

妻「アレ憎氣ちやア不可ないョ

権「私何を隱したい

妻「隱さない事があるものか

権「何を……

妻「ちやア云はうか此節旦那樣が夜泊り日泊りを被爲て御出でなさるが夫やア何も私が兎や角云ふ譯じやアない男の働きだから何を被爲ても好いけれども出先を諦聞して行つて下さらないさ御屋敷から急の御用だソラ何があつたと云ふ時に出先が分らなくつちやア困る亦今夜は御歸り被成ないなら歸らないからと被仰れば其積りで時間が來れば寢かして仕舞ふけれども今れ歸んなさるだらうと萬一に引かされて妾が起てるも見んだから猶も竹も矢ッ張遠慮して起てる見世も私が起てるから矢張起て居るやうな譯で自然翌日の商賣に關係つて來る……詰り家の爲に成らないから旦那樣に隱うと思ふけれど妾の口から何處へ御休みなさると聞くのも可笑しから……又た伺つたからつて被仰る氣づかひも無いから和郎に聞んだがた前能く旦那樣の御供を爲て往くから知つてるだらうから家の爲だと思つて知つてるなら聞して御呉れ

権「誰へ何う爲たつて……

妻「旦那樣は子

権「ハア

妻「乾度外戸へ愛妾でも出來たんだらうと思ふんだよ

権「乃公も然う思つてるんだ何んでもハア表へ出來たに相違なからうと思つて居たゞアね夫やア旨へ旨へノー戸外へ何が出來たんだアね

妻「夫れが分らないから聞てるんだよ

●新聞料 ▲一枚金二錢 ▲一ヶ月前金卅五錢 ▲三ヶ月 [illegible] ▲六ヶ月前金貳圓 ▲郵税一ヶ月 [illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢 [illegible]
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城西署西小門 [illegible] 京城新聞社